第１回 八代市景観審議会 会議録（要旨）

日時:令和５年２月９日(木)14:00～16:30
場所:八代市役所　本庁舎　207 号会議室

---

1. 開会
2. 委嘱状交付(委員紹介)
3. 市長挨拶
4. 審議会の成立
5. 会長及び副会長の選出
6. 会議の公開・非公開の決定
7. 議事
   ・八代市景観計画等の一部変更について
8. 報告
   ・景観重点地区(妙見宮周辺地区)指定に向けた取組状況について
   ・景観重点地区(日奈久温泉街地区)指定に向けた取組状況について
9. その他
   ・「八代市景観フォトコンテスト 2022」最終審査
10. 事務連絡
11. 閉会

公開又は非公開の別　　公開

出席者

委員　　柴田祐会長、森山学副会長、内田孝光委員、岡田敏代委員、北﨑芳憲委員、
寺坂美紀委員、寺山博基委員、德田武治委員、豊岡崇志委員、中山英朗委員、
野村浩一委員、松山丈三委員、村田眞一郎委員　（13 名）
（欠席委員）櫻井力助委員、松本啓佑委員　（2 名）

八代市　八代市長　中村博生

事務局　（建設政策課）　課長　一美晋策、課長補佐　竹田圭志、
開発景観係主幹兼係長　田島雄一郎、
開発景観係参事　浦田陽子

傍聴者　0 名、記者　1 名

1．開会

・本市は平成28年度より皆様のご協力のもと、八代市景観計画を策定し、令和2年4月より運用を開始している。

・本日は、景観計画策定後、第1回目の景観審議会の開催。

～～資料確認～～

2．委嘱状交付（委員紹介）

・昨年度、審議会を発足したが、コロナ渦により担当課から個別に委嘱状を交付したが、今回は異動等により変更になった4名の委員に委嘱状を交付した。

・選考については、資料2の5ページ、「八代市景観条例」第25条に基づき行った。

・任期は、資料1の2ページ「八代市景観審議会委員名簿」の「任期」欄に記載した通り、令和6年2月1日までとなっている。

（ 市長より、委嘱状交付 ）

（ 委員紹介 ）

3．市長挨拶

・本市における景観事業につきましては、八代市の歴史ある景観を活かし、また創り出すために、平成28年より準備を始め、令和元年に景観条例を制定し、令和2年から八代市景観計画の運用を開始したところで、本市にとって新しい取り組みの一つとなっている。

・本日は、審議会委員委嘱後、初めての会であることから、審議会会長と副会長の選出を行う。

・今年度、熊本県でも施行されました太陽光発電施設の工作物指定について、本市でも指定に向け景観計画（案）を作成しており、意見を賜りたい。また、平成28年にユネスコ無形文化遺産に登録された妙見祭が行われる時期に多くの人が訪れる妙見宮を中心とした妙見宮周辺地区、日奈久温泉街の趣あるまちなみを中心とした日奈久温泉街地区における景観形成重点地区の指定に向けた検討内容について、報告させていただく。 最後に、昨年より開催している景観フォトコンテストの最終審査について、本年度も引き続き委員の皆様にお願いしたい。

・いずれも、本市の景観行政にとって重要な内容となっているため、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りたい。

～～市長、公務の都合により退席～～

4．審議会の成立

・本日は、委員15名中、13名の出席であり、半数以上の出席に達していることから、「八代市景観条例施行規則」第20条第7項の規定により本審議会が成立していることを報告する。

5．会長及び副会長の選出

（事務局）

八代市景観条例施行規則第20条第2項によると、「会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。」としていますが、いかがでしょうか。

（委員） 事務局一任。
（委員一同） 異議なし。
（事務局）
ただいま「事務局一任」の声をいただいたので、事務局案として柴田委員を会長に、森山委員を副会長に推薦させて頂きたいと考えていますが、賛同いただける方は拍手をお願いします。
～～ 拍手 ～～
（事務局）
拍手をいただいたので、当審議会の会長を柴田委員に、副会長を森山委員にお引き受け頂きたいと思います。柴田委員、森山委員、よろしいでしょうか。
（柴田委員、森山委員）はい。
（事務局）
それでは、柴田委員に会長を、森山委員に副会長をお願いします。「八代市景観条例施行規則」第20条第6項に「審議会の会議は、会長がその議長となる。」とありますので、柴田会長には議長席へご移動いただき、議事の進行をお願いします。
（会長）
それでは、ただ今ご指名いただきました、熊本県立大学の柴田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

6. 会議の公開・非公開の決定
「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」第13条、第17条及び第18条においては、審議会等の会議は原則公開とし、会議終了後は速やかに会議録を作成し、会長が記名押印のうえ、公表しなければならないとしている。
①本審議会の内容は原則公開とし、非公開とする案件が生じた場合はその都度お諮りしたい。
②審議会終了後は会議録を作成し、会長確認のうえ、会議概要という形で、市ホームページで公表したい。
③委員の発言については氏名を伏せ、個人情報など非公開情報についても除いた形で公表させていただきたい。また、会議録作成のために録音することについても、ご了承いただきたい。
（委員一同）
～～異議なし～～

7. 議事
（会長）
それでは、あらためまして、次第に沿って進めていきたいと思います。次第 6、議事「八代市景観計画の一部変更」について、事務局より説明をお願いします。
（事務局）
～八代市景観条例に基づく工作物に太陽光発電施設を指定することに伴う、八代市景観計画における届出対象行為及び景観形成基準の一部変更について説明～

（会長）
この件に関しては議事で市長からの諮問ですので、これでいいかどうか最終的に決を採るということです。今ご説明いただいたとおりですが、県の方が基準を追加されて、ここで確認というか質問なんですけど、県が追加された内容と一緒の内容を市としても追加したと考えてよろしいでしょうか。独自の視点もあったりするんでしょうか。
（事務局）
熊本県と同様な基準を記載しております。八代市の独自のルールについては、今のところ記載しておりません。
（会長）
はい、ありがとうございます。このような状況ですので、その上で、皆さんが普段生活されてる中で、太陽光についてお感じになられてることも含めて、自由にご意見・ご質問いただければと思います。いかがでしょうか。
（A 委員）
この内容に対して異議を申し立てるわけではありませんが、運用上の件について、太陽電池モジュールの傾斜についてもできるだけ低くと書いてありますが、特に角度が指定してあるわけではないので、できるだけ低くという対応かと思いますが、その中で立地条件のことがあるかと思いますが、八代地域の太陽光での効率的な発電に相応しい角度についても指定してみてはどうでしょうか。
（事務局） 傾斜の角度の適切な対応につきましては検討させていただきます。
（B 委員）
資料の 12 ページのところで、第 3 節のところ、対象区域の範囲というところで、道路から 10 か所くらい指定の道路があるのですが、区域の範囲が道路の端から 20mとなっていますね。この 20mは敷地がかかって、そこに太陽光発電施設を設置した時、敷地はかかっても太陽光が設置にかからないなら届出はいらないということですか。敷地がかかってしまえばいるのでしょうか。
（事務局）
太陽光発電施設につきましては、基本的には 20m程度ということで、それから外れていれば基本的には問題なかろうと考えております。（敷地なのか構造物なのか）詳細につきましては、県の方に確認させていただいて、その内容に合わせたいと
考えております。
（B 委員）
この案件は結構出てくると思います。敷地が仮に道路から 10mくらいのところにあって、太陽光発電施設は 20m離れたところから設置すれば届出はいらないのか。それとも敷地が道路から 20mにかかった時点で届出を出さなければいけないのか。そういうケースがかなり出てくるかなと。
（会長） はい、ありがとうございます。C 委員（熊本県）いいですか。
（C 委員）
はい。一応その内容としては、その敷地の用に供する部分の面積となっているので、文字通り、敷地のところでかかってくるというような案件のものと説明にはなっていると思います。
（B 委員） かなりいろいろ出てくる。20m以内ということで。

(会長)
道路から20mの範囲に敷地がかかっていたら、その敷地全部が対象になると考えたらいいと。
(C委員) という考えかなあと思っています。
(会長) そういうことですね。なるほど。その方が規制はしやすいですね。
(C委員) 届出をそれで求めると。
(会長)
その太陽光自体の位置ではないということですね。敷地の位置ということですね。はい、ありがとうございます。その他、八代市内であれすごく目立つよね、みたいなものってあったりしますか。あまり僕印象にないのですけど、どうなのですかね。宇城や天草はすごく多いのですけど。
(D委員) 二見が多い。
(会長) 二見が多いですか。
(E委員)
農業委員会でも営農型発電施設とかがありますので、支柱の太陽施設の下で農業を行うという形で農業委員会でも許可を受けて、営農型を行って許可申請を出すわけです。一応、行政というか国が推進している事業であるものですから、農業委員会でも無下に反対、地域住民の反対があるからダメですよとか言えなくて、一応農地法に関してのみの申請基準になっております。高さとか勾配とかそのへんの面積とかは指定していただければ、農業委員会の方でも対応できると考えとるところでございますが、行政が推進している事業なので、なかなか反対はできんとですよね。
市の農業委員会が反対しても、県の委員会で「これはなんで許可しないとか」ってなってくるもので。結局、申請者が作られた場合、裁判沙汰とか、そのへんに持っていきますよとか言われた時には、「上の段階で許可するのに、なんで市では許可しないのか」となってくるもんですから。ほぼほぼ許可の範囲ですけど。今回この景観のガイドラインで申請の内容を出していかなければならないということになれば、我々もかなりやりやすくなる。
(会長)
はい、ありがとうございます。今言われたのは営農型というやつですね。農地の上にちょっと高めの太陽光パネルを作る。下で営農しながら発電しますよと。農家としては、収入は太陽光からも得るし作物からも得られますよ、という仕組みですよね。それで、農水省とかが推奨してるもんですから、周辺住民からは反対されても、なかなか農業委員会としても止めることができない。これ、実はいろんなところで問題となっていまして。とても重要なご意見かと思いますが、この場合は1000㎡以上あれば景観条例の対象となるということですよね。
(E委員)
農業委員会としては、条例で一応接地面部分のみの転用依頼をされる。だから1000㎡あっても、例えば支柱分だけの占用許可になるので、微々たるというか。
(会長) それはたぶん農地転用の面積で。
(E委員)
転用許可申請されるのは支柱部分のみなので、1000㎡に対してどれくらいあるのか・・・。
(会長)
その場合でいきますと、転用面積ではなく景観条例上の事業面積をどうカウントするかですよね。

どうなるんですかね。
（事務局）
面積要件と高さ要件が、一般地区であれば高さ13mまたは面積が1000㎡以上のものであれば、営農型とかでも対象になります。また、国道3号や国道219などの通りの多いところ、特定施設届出地区といわれるところにつきましては、高さが1.5mまたは面積が100㎡以上のものにつきましては届出の対象ということになります。
（会長）
たぶん文言通りいけば、農地面積でのカウントで、景観条例的には届出をしてもらうことになるのかなと思いますね。でないと、ちょっとおかしなことになりますよね。柱の部分だけカウントされてもですね、困りますよね。農地法上そうなってるということですよね。なるほど。そういうことでいいんですよね。ありがとうございます。二見の方で営農型がすでにあるということですよね。
（E委員）
そうですね。例えば農地としての活用の中で、例えば水の出が悪かったりだとか、給水が水源として使われてないとか。場所的に、例えば、二見は洪水とかあるんでその辺を考慮して、例えば遊休農地が増えているものだから許可しないと仕方ないものですので。その辺、遊休農地を利用しての営農型かなと。昨今、竜北とか氷川町とか鏡地区あたりでも若干見受けられます。
（会長）
なるほど。はい、どうもありがとうございます。これとても難しい問題で、エネルギーの問題からすれば推奨してもいいかなというのもあるのですが。すごい大面積でどーんとやられると、景観的にはすごく影響が大きいんですよね。特に阿蘇の方とか、空港離陸する時に見える左手の菊池の鞍岳の麓の太陽光とか、すごく残念な思いをするんですけど。
（会長）
その他にご質問いかがでしょうか。
今日もかなりいろいろ踏み込んでいきまして、追加で要件超えた場合も届け出してください。これは従来なかったことで、これはすごく踏み込んだ基準だと思います。それから取付高さ13mも、下から斜面上の下から上まででカウントすると。一個一個じゃなくてですね。斜面の上で13m以上だったら届出してくださいと。小っちゃくても出してくださいと。見た目が13m超えたらということなんで、これすごく踏み込んだ基準かなと思いまして。これは八代市の方でも適応というか採用したいということで、山間部の方はこういったことで、ある一定で届出を出していただいて、指導というのが出来るのかなということでございます。
（B委員）もう一ついいですか。
（会長）はい、どうぞ。
（B委員）
こういうことはあまりないのかもしれませんけど、この13mという定義ですよね。道路に高低差があるところがある。八代は平野が多いですけど。たまには坂道とかいろいろあるとこがあって、広大な敷地がその後ろに控えていた時に、敷地の端から端までとした時に、結構12m、13mくらい道路が上がっていくようなところがあった時には、その規定はどこから基準とするのかなと思って。結局、一番上がったとこから13m以内だったらいいのか、低いところの敷地が隣接したとこから測るのか

ですよね。
（事務局）
はい。そちらの絵にあるとおり、一番低いところを一番最下点と見て13mということにしております。
（会長）
そうですね。どこにどうって関係なくって、低いところから高いところまでの高さということですね。
そういうことですよね。
（事務局） そうです。
（会長）
はい、ということでございます。たぶん結構分かりにくいというのがあると思います。さっきの敷地の問題ですとか、高さの問題。やっぱり、その事業者さん向けと市民向けの何か周知のパンフレットというか、そういったものが結構必要かなと思いますけど、そのあたりの予定はあるんでしょうか。
（事務局）
はい。市のホームページで周知するものと、あと、こういうことで事業される建設業や建築業、管工事・電気工事関係の皆様にお知らせしていこうと考えております。
（会長） はい、ありがとうございます。あとはよろしいでしょうか。
（F委員） 高さが1.5mということは、屋根の上に設置する場合はどうなんですかね。
（事務局）
はい。今回屋根の上に設置する太陽光発電については対象としておりません。こちらの絵のとおりですね。一般家庭は付けていただいて結構かと思います。
（会長）
はい、これは相対的に景観に対する影響は少ないだろうという意図だと思います。大きなものを特に考えていると。この追尾式というやつ、最近増えてますけど、太陽を追って回るんですけど、という仕組みになっていて、柱一本立っていて、上にパネルが付いている。このパターン結構増えてきて、こういうものを作って景観的には結構目立つのですけど。これももちろん対象になりますよということですね。よろしいでしょうか。
ちなみにですよ、たぶん私が知る限り、天草とか菊池とか玉名とか熊本市あたりもたぶん条例を既に変えていて、県の内容に合わせているみたいです。。お隣、宇城がまだ検討中だと思います。
一生懸命考えていらっしゃいます。人吉の方はまだ復興の方で変更はない感じですね。というような状況かなと思っています。よろしいでしょうか。
（委員） もう一つすみません。
（会長） はい、どうぞ。
（F委員）
10ページの緑化というところが出ているんですけども、どうしても事業地で言ったらおかしいんですが、南側を向いたところに見えないように緑化をすると、発電の能力関係が出てくるんですよね。
そういうのに対しては指導出来るのですか。
（事務局） そうですね。こちらに書いてあるとおり、極力緑化に努めると。
（F委員） 目隠しになるようにということでしょ。
（事務局）

そうですね。こちらの方については、市の方でこう努めてくださいというふうに、図面等を見せていただいてからお話、ご指導をと考えております。

（会長）

はい。この緑化はいろんなやり方があって、たぶんフェンスは立てられるので、フェンスに蔓を巻くのを緑化と言われますし、そのフェンスの前に植栽してくっていうのもあるし、生垣状にすれば目隠しになるんですけど、隙間が空いても緑化ということもあり得るし。という、いろんなレベルがあり得るんですよね、きっとね。どうですか、県の方の指導は。実際なんかされたり。

（C 委員）

県南広域本部の方にも、まだ届出自体は出てきておりませんで、その緑化の話というのも難しいと思うんですけど、生け垣などを作ってと、そうするとまた影を打ちますので、その分また引いていただけると、総合的な指導は出来るのかなと考えております。

（会長） なるほどね。そこは引いていただけるとありがたいですねってことですね。

（会長）

はい、ということでよろしいでしょうか。ご質問等ないでしょうか。

県の基準をそのまま踏襲するということで、最低まずそこをしないと、他は基準を設けていて設けていないと八代に集中してしまうという、まずそこを避けなきゃいけないので、まずは同じレベルで揃えるというのが出発かなと思っております。

はい、ということで、今ご説明いただいたとおりですね、景観計画の変更は、これで適当ということで賛成の方は挙手をしていただけますでしょうか。

（委員一同）

～～全員挙手～～

（会長）

はい、どうもありがとうございます。全員賛成ということでございまして、これで市長へ答申書作成して送付ということにしていきたいと思います。はい、意見は特になしということでよろしいでしょうかね。あえて言えば、“特にその事業者さんへの周知を徹底してください”といった文言を加えるといいかなと思います。それは加えさせていただいて、市長へ答申するというふうにさせていただきたいと思います。

（F 委員） 一つ確認。

（会長） はい、どうぞ。

（F 委員） 既存のやつに対してはどうなんですか。

（事務局）

今あるものについてはですね、特別、指導というのはしません。新たに加えるものについて、そちらに書いてありますとおり、既設の太陽光発電施設が増設によって増えた場合については、同じようにこの計画の規制になってきますので、昔あっても＋αがきたら、また届出を出していただくような形になります。何も触らないのであれば、特別ございません。

（会長）

はい、そこは日本の法律の基本で遡及できないんですよね。できたらいいなと思う場合もあるんですけど。

それから、これは条例の変更まではないんですかね。景観計画の変更だけで済む変更ということですかね。

（事務局）そうですね。景観計画と施行規則までは入りますが、条例は変更ありません。

（会長）

であれば、先程示していただいた、審議会にかけて議会に諮るということはないということですね。

（事務局） そうですね。

（会長） 報告はあるということ。

（事務局） そうですね、報告は。

（会長）

という予定とのことです。どうもありがとうございました。第一議案を終了させていただきたいと思います。

8．報告

（会長）

続きまして、2 点報告ということでございまして、妙見宮周辺地区と日奈久温泉街地区の景観重点地区の指定に向けた取組状況ということにつきまして、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

（事務局）

～景観重点地区（妙見宮周辺地区）指定に向けた取組状況について説明～

（会長）

はい、どうもありがとうございます。まず妙見宮周辺ですね。ずっと住民の方々と一緒に検討してこられてきた内容を、このようにまとめていただいたということでございます。まとまってきたということでございますけども。これについて何かご質問等ございますでしょうか。

（A 委員）

せっかくの機会なのでということで。この新参道の評価を以前したことがありまして。今ザクっと書かれている景観の形成基準ですけども、もう少し詳しく、この街の特徴を見て行くとどういったことになるのかということで、ちょっと説明させてもらいたいんですが。

この新参道の通り沿い、南側の通りには、道路に接道するような民家が並んでいます。中に明治時代の民家が 1 軒あります。こちら側が接道してる特徴ですけども、反対側に北側の方がセットバックしてしまって南側に庭を取るような形の建物の配置をしていますので、道路挟んで北と南では建物の建ち方が違っていると。緑化されてる傾向としては、南側の南庭の方に緑化されているような様子です。工作物としては、おそらく板塀、大和塀が多くあるんじゃないかと思われまして、周辺地域にそれが残っていることと、この地域にも若干残ってて、古い写真にもそれがあったもんですから。生垣という話も書いてあるんですけど、板塀の方がむしろ歴史的な景観としては相応しかったのかもしれない気がしています。

それと、お祭りを観るためだと思うんですけど、おそらく大正時代以降には二階建ての建物があって、上から行列を見下ろすような感じだったんではないかと思います。 ここでいうと緑化を推奨するんですけど、本来の歴史的な景観とは多分違う形にはなっていくんだろうなということは思いながら緑化していくのかなということで、生垣も含めてですね。

それと、一本道で一直線の道路で、これに沿って水路が流れているというのも特徴でして、この水路は、大正時代くらいまでのいわゆる生活用水であり農業用水であり、宮地和紙の紙漉きの水路でもある。おそらく昔の妙見宮の絵図を見ると、この水路が神社の結界の役割を果たした宗教的な役割を持った水路ではないかという気がしますので、水路って重要な役割を持っている。この水路はおそらくしばらくしてなくなるんじゃないかと思うんですけど、これの代わりとしてということだと思うんですが、43 ページの推奨基準のその他の工作物のところに、「水基や手水鉢を設ける等して、水を取り入れた町並みとなるよう努める」とあるんですけども、この場合水路と手水鉢は同じ水でも性質が違いますので、水の町をやるんだっていうことを実際には実施しつつも、本来の水路の跡地であるという思いを忘れずに継承していく必要があるのかなという気がしています。でも、水路沿いにたたき石がある家があったりしますので、そういった風景が本来の水の町の風景だったんじゃないかと思われます。という感じのことを思いつつ、ただザクっと書くとこんな感じなのかなと。景観のまちづくりという区割りができるのかと。住民の方の共通の思いの中でこられてきますので、そのへんの歴史的な景観の話と、今地域の住民の方がやっていく景観が少しずれて行く可能性があるかなということを、この場で押さえておければなと思いました。

（会長）

はい、どうもありがとうございます。生垣、緑化ということが結構、なんとなく絵からするとイメージが沸くんですけど、この辺はどういった話の流れで緑化しましょうという感じになった、住民の方の話の中でこうなっていったんでしょうか。

（事務局）

そうですね。以前から妙見の森と言われるような地区だったということで、地域の説明会の中で聞いております。その中で、木を沿線にいっぱい増やしていくと景観的に良くなるよねというようなところから、この中で生垣やシンボルツリーなどを増やして、それをライトアップするとか。そういうことでより良い景観が保てるのではないかというご意見から、ここに基準に記載しております。

（会長） はい。この水路についてどうですか。住民の方の思いというか。

（事務局）

水路については今現在、別の事業ではあるんですけど、無電柱化をこの地区では検討しておりまして。これは県道になりまして、県の方が主体的にされてるんですけども、今設計段階でですね、水路をどうするのかというところで検討されております。地元の方としてはやっぱり、水路を残したいという方もいらっしゃれば、生活のためには、やっぱりここの道路が狭くて、小学生とか一般の住民が通られますので危ないので、こういうふうに水路の上を乗って歩けるようになれば安全・安心だよねというようなお話も多く聞こえてきます。以上です。

（会長）

はい、ありがとうございます。そういったお話を踏まえて、こういった形でまとめてきたということでございます。皆さん、ご質問等ありますでしょうか。

（G 委員）

ちょうど予定されているコースが元々門前町なんですね。非常に今妙見祭をしても水路が危ないというか危険というか。用水路があるから道が狭くなってしまっている。それはあくまでも妙見祭の時だけなんですけど。普段は用水路でこけて怪我した人もおります。大変な怪我をした人もいますし、

亡くなった人はちょっと聞いていませんが怪我をした人もおります。そういうことで、いつもそういう時に思うのが、早く上から覆いをしていただきたいなということです。
それからもう一つ、妙見地区に初めて来られた方が、妙見宮に行く時にどういうコースを取ればいいんですかって。というのが、入口に表示がないんですね。昔は大きい鳥居を建てようという話もあったんですけど。入口だけでも、例えば三号線の北からの入口、あるいは、三号線のもう少し北の方から入るいわゆる門前町の入口。これに表示をですね。地元の人たちも考えていただきたいなと思います。それから、最近通ってみて、用水路の上の擬宝珠がですね、きれいな擬宝珠ができとりました。これは良かったなと、そういう感じを受けとりますが。そういうのが、ここにはこういうのがありますよという、一つシンボルじゃないかなと思います。あちこち全国回っておりましたが、いつもそういうのを見ながらきておりますので、それは良かったと思っております。
それから、空き家が非常に多くなっておりますね。空き家の件をどうするのかて、これも一つの課題じゃないか。新しくそこに家を建てる時に、どういう建物を建てるか。新しく入ってくる人がですね、そういうのを考える必要があるんじゃないか。私はそういうふうに感じております。

（会長）
はい、どうもありがとうございます。確かに、入口分からないですね、妙見宮ってね。おっしゃる通りだと思います。空き家も含めて、私は、景観はもちろん重要でこれをやっていかないといけないと思いますけど、地域によってそういうまちづくりをした、空き家なら空き家対策に繋がるような計画になると、よりいいのかなというふうに思うんですけど。話の中で住民の方々がそういう景観以外の話、今出てきたような空き家の問題だとか、そういったお話は出てきてないんでしょうか。

（事務局） 空き家の話については、妙見（地区）の方では特別には出てきておりません。

（会長）
そうですか。はい、ありがとうございます。難しいですよね。妙見祭の時の話と普段の話と両方ちょっと違いますもんね。使い方がだいぶ違うんで、両方満たすような空間を作っていかなきゃいけないっていうのは、ちょっとかなり難しいかなというふうに思います。

（G 委員）
鳥居の真ん前に空き地があるんですが、元々妙見宮の宮大工の人がいたんですが、今駐車場みたいな形になってます。ああいうのに建物が建ちますと、どんな建物が建ってくるのか、それが非常に心配ですね。いつも通りながら思っとります。
そして、元々宮地小のグラウンドが神宮寺の跡ですから、なんでもする時にはそこを考えながら残してもらいたいなと思います。

（会長）
はい、どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。
私、縦のイメージだったんですけど、妙見宮って。インター下りて、縦から妙見さんって行くイメージがあったんですけど、今回、横なんだと思いました。やっぱり、妙見宮って普通に言えば横に行くイメージですか。メインストリートと言えば。

（G 委員）
今あれが一番中心に。城下町と関わりがあって、鳥居が南門のとこになります。あの前の通りが昔の道路。手前に今車が通ってるのが、後で作られたんです。

（会長） 鳥居の前の道は昔ながらの。
（G 委員） そういうことですね。それが中宮まで。
（会長）
そちらの方には県はあまり行かなかったということですかね。まずはこの横から行ったということになるんですかね。
（G 委員）
間の方が県道ですかね。宮地小学校のグラウンドと妙見宮の間の道路が県道になっていますが、非常に狭いんですね。大型バスが入ってくると言っても、なかなか来れない。いつも業者から問い合わせがある。「大型バスが通りますか」「駐車場がありますか」という。やっぱり昔の歩道ですから、そういったのがない。ただ、氷室祭の時には宮地小学校のグラウンドを開放して、そこに駐車場を設けたりやっとりますから、よっぽど交通の便はいいと思います。今回の妙見祭の時には、例えば河川敷に駐車するとか地区の方に駐車するとか、そこからバスを出して運ぶとか、そういうことをやっとりますから、今のところはいいんですけど。なんとか道路をもう少し宮地の周辺を考える時には、広くもうちょっと大型バスでも入れるようなとこが必要かと。麓の辺りに駐車場を県道のそばに大きな駐車場を作る、そういうことが先じゃないかなと思います。そうするとあの付近に活気が出てくるんではないか。よく観光業者が言うのが、駐車場とトイレがない。これをなんとかしてください。これができれば、バスでもなんでもやりますって。そういう話があっていました。地元の人たちもそういうところも考えてしていただきたいなとは思います。
（会長）
はい、どうもありがとうございます。たくさんご意見いただきましてありがとうございました。これは、今日は報告なんですね。
（事務局）
先程の参道ですね。妙見宮から南側に行った参道についての意見は出なかったのかということでお話があったんですけども、説明会の中ではやはりありました。あった中で、やっぱり今現状で一番通りが多い皆さんが通るような場所は、今回の区域でそこも合わせてすると面積が広くなるもんですから、まずは今区域として設定しているところをやって、その後皆さんでまた盛り上がってきたら、そちらの方も変更という形で入れてもいいんじゃないかということになりましたので、今回は現状の設定している区域となっております。以上です。
（会長）
はい、ありがとうございます。とてもよく分かりました。
確認ですけど、報告なので、今日はこういった感じで自由に意見言っていただいて、またどこかでこれがこうなりますということが出てくるということですかね。
（事務局）
そうですね。あとは景観計画とかそのへんの案を作りまして、また改めて審議会の方に示して諮ろうということで考えております。
（会長）
はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいですかね。住民の方との話し合いはもう終わったという感じですかね。まだ引き続き何かやるんですか。

（事務局）
一定のところでは終わったのかなというふうに、事務局の方では考えております。
（会長）
はい、どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。なければもう一件の方、日奈久温泉街地区、そこのご説明の方よろしくお願いします。
（事務局）
～景観重点地区（日奈久温泉街地区）指定に向けた取組状況について説明～
（会長）
はい、ありがとうございます。こちらの方、まだ区域がどうしようかと検討中ということですね。なにかご質問とかありますでしょうか。こちらの方、A 委員、区域とかどこが適切とか、どこが重要な通りとか・・・
（A 委員）
一つは、日奈久は海を干拓していて、海から船で入ってくるイメージがあって、縦動線ですかね、重視されるのと、あと一方は横の動線の薩摩街道があるので、薩摩街道沿いっていうのは一つできるといいのかなっていう気がします。あとはこの前事務局の方とお話させていただいた時には温泉旅館前の通りと言われて、なるほどそうかなと思ってます。金波楼前とかですね。金波楼の前の通りが重要かもしれないですね。薩摩街道が、おそらくなんですけど 10 ページの地図で言うと、村津邸よりも下の方が本来の薩摩街道ではないかと思いますので、その辺は認識をきちんとしつつ進めて行くといいのかなと思っているところでした。昔の絵図で言うと、そちらの道が記載されている感じです。その通り沿いに熊本地震前まであった町屋が一軒あったんですけど、それが天保年間くらい 1840 年代くらいの建築だったんですけど、それが建てられる時にその通り沿いを埋め立てしてるんですね。日奈久で最初の埋め立て地。おそらくそれぐらいの時に、今のこのピンク色の通りができて、そっちが主流になったのかなあと。もしかしたら江戸時代の終わりぐらいには、そっちが薩摩街道だったかもしれないんですけど。残っている地図を見ると、本来は村津邸の下の方に行く緑色の道が薩摩街道ではないのかな思っています。
伝統的な様式の建造物の補填継承ということがあって、何個か書いてあるのでそれはそれでいいかなと思って。他に思ったのが、庇を軒を出して、出桁っていうので受けて、下に持ち送りという彫刻した板を下に付けるんですよね。それが、八代の城下町でほとんど今建物自体残ってないのであれかもしれないんですけど、八代の城下町ではほとんど見かけなくて、というかないって言ってもいいかもしれないですが、日奈久の方はそれがあるんですよね。分厚い板が軒の下にある。それの立派なものが金波楼に見られますけども、ああいうのも伝統的な良識の建造物の特徴に入ってくるかなと思いますので、細かい指定はできないかと思うんですけども、そういうことを意識しておくといいのかなと思いながら見ていました。
（H 委員）
日奈久っていうと八代を代表する観光地ということで、これは DMO さんとも関係すると思うんですけど、じゃあ日奈久の町並み、今どこを重点的にどういう観光の目玉っていうか、皆さんにこういう町だから来て欲しいとか、よそから来るにはこういう魅力があるとこだから行くよとかそういうことをしないと、活性化、日奈久は元々よそからの入込客ですごく賑わってた町で、そこでやはり商いをさ

れてたとこも非常に多いと思いますので、そういう観点からの残すものとか、そういうのは今 A 委員もおっしゃったように、やっぱり歴史的のものとか点々とあるんだけど、それをどうやって繋いで行くかとか、お地蔵さんとかいろんなものも、日奈久の住民の方たちがすごく頑張ってて、自分たちで街歩きとかいろんな催しを以前からされてたんですよ。そういう方たちの意見も取り上げていただいて、ほんとにこの魅力ある町を自分たちの自慢とする、それを後世に繋いで行くというふうな考えで、やはりこういうのも考えた方が私はいいんじゃないかなと思います。今まであったことをゼロにするんじゃなくって、今までずっと積み上げてきたことも大事にしながら、これからのまちづくりを考えて行くべきじゃないかなと思います。私も日奈久温泉駅を 3 年間、おれんじ鉄道の時に持たせてもらってましたので、だいぶ日奈久はいろんなところにも行ったし、知らなかったことがいっぱいあって、とても楽しい町だったですよ。だから勿体ないなあと思いつつ、それをどういう形でよそにも発信できるようなまちづくり、住民の方たちには結構頑張ってる方たちもいらっしゃると思いますので、その辺ももうちょっとやはり行政機関も皆さんの意を汲んでやっていただければいいんじゃないかなと思います。以上です。

(会長)

はい、どうもありがとうございます。ほんとおっしゃる通り、今まですごい日奈久は蓄積がある、それをゼロに戻すようなことはないようにしないといけないなというふうに私も思いますし、ほんと点々と確かにあるので、面よりももしかしたら点を重視してやるというのも手なのかなという気もするんですけど、どうですかね。

(A 委員)

文化庁の方が重要建造物保存地区に日奈久はできないかと言われた時に、文化庁の方の反応としては面はちょっと難しくて、日奈久は点なので、点の一個一個の建物を登録文化財にしていくっていうことの方がいいんじゃないか。まさにその面の広がりとしてではなくって、点の一個ずつから始めて行くっていう感じかなという気はします。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただ、こっちの方はもしかしたら点で守るんだけど、面としてはその点をモチーフにしつつ全体として日奈久の町を作って行くための景観の計画っていう、なんかちょっと違う・・・いわゆる普通に舗装するための計画ではないような。面としてはですね、点としては保存しなきゃいけないようなとこがそこかしこたくさんあるんですけど。というような気もします。なかなか日奈久難しいですね。他にはいかがでしょうかね。

(E 委員)

私の住まいは日奈久温泉から 1～2kmくらい高田寄りといいますか、南インターチェンジ寄りにあるわけですけども、最近日奈久温泉で目立ってきているのは、旧老舗旅館とかの更地がかなり増えております。旅館閉められて、旅館が廃屋になってくるので更地にということで。だから更地に開発が進むということも、おそらくないんじゃなかろうかと。それと、日奈久温泉自体としての取組みといいますか方向性とかは、地元の方からどう考えとられるのかなという雰囲気があります。

(B 委員)

ちょっと話がまとまりにくくなるかもしれませんけど、ちょっと思いを伝えたくなってですね。

先程の妙見地区には、妙見祭という大きな核の部分があるんですよね。それを目指して人が来る。

でも日奈久の場合は昔流行ってた。その歴史はある。それを八代の人は守ろうとしている。これはとても分かるんですけれども、一つ例を言うと、黒川温泉というのがありますよね。あそこが何であれだけ有名になってきたかというのは、〇〇っていう人が立ち上げたんですよね。八代維新青年隊というのが昔 2,400 人くらいの若い人たちで立ち上げたグループがあるんですよ。その事務局長を私がやってて、熊本県の主導で山形県に一週間くらい、その地域の青年、村おこしの青年が勉強に行ったんですよ。その時一緒に行った人が南小国の黒川温泉を立ち上げた〇〇という人だったんですよ。その方が無名の温泉街を全国有数の温泉街に変えた人なんですね。その人に一週間ついて勉強させていただいた時に、一番やはり問題は温泉街です。全員一致で盛り上げないとダメなんです。足の引っ張り合いではダメっていうことなんです。最初は青年部の方だけが何人かで、20近くの温泉があるらしいけど、みんなバラバラで宣伝しよったんですね。でもなかなかお客さんが来ない。なら青年部がまとまって何人かでやろうってやり始めたけど、温泉街の先輩方は誰もかまってくれない。「なんわっかもんたちがして」と言って足並みが揃わなかった。でも若者たちがだんだんやり始めて、みんなが賛同した時に全員で温泉街でコマーシャルし始めたんですね。そして"温泉手形"を作って、その温泉を手形で3ヶ所は露天風呂入られるんですよね。その露天風呂も全部違うものを作るんです、その温泉街で。でも温泉だけで潤ってはダメということで、そこの地域の空き家や駐車場の空いたとこ、日奈久なんか特に駐車場がないですよね。そういうところも、空き地の所有者は全部駐車場として提供する。そして、空き家であるところはお土産売り場を重視して作るんですよね。農家の人たちは、またそこで農産物を即日販売で毎日交代で農産物を販売するようなコーナーをずっと作っていったんですね。そういう形で村全体でその町を盛り上げていったっていうことを、僕はずっと一生懸命聞かせていただいた時に、そういうまとまり方をしないと、なかなか先程のように面全体で日奈久地区を盛り上げようとはならないんですよね。何十年も前からこれを聞いてますけど、なかなか難しい環境の中にあるのかなって思うんですよね。だから根本的に考え方を変えて行かないと。とてもいい歴史があって、そういうものを活かしていけいいと思うんですよね。それをなかなか活かしきれていない。ほんとに温泉街の人たちがどれだけ、それにひたむきにまとまってやっておられるかというのも、我々も分からない環境の中でこの討論をしなくてはならないものですから、なかなかこの問題は難しいと思います。根本的に本当に考えて行けば、みんながまとまれば盛り上がって行くのかなっていう思いはあるんですよ。とても思いはありますけども、面ではちょっと難しいところがある。でも、先程、空き家対策、空き地に駐車場を持っていくとかお土産売り場を持っていくとか伝統工芸的なものをそこで体験できるコーナーを持っていくとか、そういういろんなことを対峙しながらですね、一日遊べるような感じ、黒川温泉はそんな感じですよね。そういうつくりをしていかないと、一回旅行に来て終わりで、次は継続はないのかなという感じはするんですよね。

（会長）

はい、どうもありがとうございます。ほんとにおっしゃる通りかなって思いますし、今回の景観重点地区の検討は、そういったものの後押しになるのであれば、もちろん頑張っていただきたいんですけど、それを足引っ張るようなものなら、かえってやらない方がいいわけで。そういうもので、引き続き住民の方とご検討いただきたいなと思います。

（I 委員）

今、景観重点候補が４つありますね。４つ以外にまた増やす方向ではありますかどうか。というのともう一個ですね、方針としてはスパンはどれくらい考えとられるんですかていうのと。今八代で唯一日本遺産が東陽にあります。そこの兼ね合いとか、橋群ですね。その橋造った人たちが干拓地の樋門を造りました。そういう兼ね合いとかの関係はどうお考えでしょうか

（事務局）

新たな候補地はあるのかということなんですけども、令和２年４月に景観計画を作成しまして、今まさにやろうということでやっております。これがある程度進んで行ってから、候補地がなくなってきますんで、また改めて審議会の方に諮りながら、そういう候補地を追加していきたいと考えております。また、この景観重点地区のスパンなんですけども、例えば妙見宮周辺地区が重点地区に指定されまして１年２年というわけではなくて、あくまでも家屋とかそういう建て替えとか修繕する際に、今度はこういうふうにしていってくださいというのを守っていただくということになりますので、大体20年～30年の長いスパンを見てから、より良い景観の町にしていっていただければと考えております。あともう一点、東陽の方の日本遺産につきましても先程言いましたとおり、新たな候補地として今後やはり魅力のあるところですので、そういうのをこの審議会に諮問していきながら決定していきたいと考えております。以上です。

（会長）

はい、ありがとうございます。ではよろしいでしょうか。　そうですね、東陽もありますので、東陽も引き続き検討していく必要があるかと思いますね。はい、どうもありがとうございました。だいぶ長くなってしまいまして申し訳ございません。日奈久と妙見宮の話は以上にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

最後にフォトコンテストの最終審査をお願いしたいということでございます。ちょっと準備をしていただきますので、少し休憩したいと思います。

～～休憩～～

9．その他

（会長）

それでは、フォトコンテストの最終審査をお願いしたいと思います。やり方についてご説明をお願いいたします。

（事務局）

・審査方法を説明

～～審査～～

（会長）

はい、どうもありがとうございました。ということで、本日予定していた議事全部終了いたしました。時間が押してしまいまして申し訳ございません。では事務所の方にお返ししたいと思います。

（事務局）はい、ありがとうございます。

（会長）

最初の景観計画の変更について、「広報をしっかりしてください」という付帯意見を付けましょうということで、私に一任していただくということでよろしいでしょうか。

（委員賛同）

（会長）はい、どうもありがとうございます。

10．事務連絡

（事務局）

柴田会長におかれましては、円滑な進行をありがとうございました。

ここで、事務連絡をいたします。八代市景観審議会は、今後、年に1～2回のペースで開催していく予定です。なお、4月の人事異動等に伴いまして、委員を務めることが困難になられた場合につきましては、事務局にご一報いただき、後任の方をご推薦いただきますようお願いいたします。

11．閉会

（事務局）

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、本当にありがとうございました。

これをもちまして、「第1回八代市景観審議会」を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

（ 16:30 終了 ）

「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」第17条の規定により、記名押印する。

令和 5年 3月 30日

八代市景観審議会　　会長　柴田　祐